

**新居浜市立別子銅山記念図書館  
ティールーム使用者（運営事業者）募集要項**

別子銅山記念図書館では、図書館利用者の利便性とサービスの向上を図るためティールームの使用者（運営事業者）を募集します。

- 1 使用場所 新居浜市北新町10番1号  
別子銅山記念図書館ティールーム
- 2 使用許可期間 令和7年2月1日から令和10年3月31日まで（3年間予定）
- 3 営業可能日 別子銅山記念図書館の開館日  
休館日は、毎週月曜日、館内整理日（毎月の月末、その日が土・日・月にあたるときは次の火曜日）、年末年始（12月29日から1月3日）、特別整理期間（春と秋2回）
- 4 営業可能時間 9時から17時の範囲内
- 5 使用料 新居浜市行政財産使用料条例に基づき算出した金額  
※電気代は別途
- 6 許可条件等 【別紙1】「別子銅山記念図書館ティールーム運営管理使用許可条件」を参照。
- 7 応募受付期間 令和6年11月1日（金）から令和6年11月29日（金）  
9時から17時まで（図書館閉館日を除く。）
- 8 応募書類提出方法 別子銅山記念図書館に持参。
- 9 応募資格
  - (1) 新居浜市に住所を有する個人、または新居浜市に本店・支店・営業所もしくは店舗がある法人
  - (2) 施設の目的を理解し、管理運営に協力的であること
  - (3) 営業に関し必要な許認可、免許を有すること
  - (4) 国税及び地方税について滞納がないこと。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号から4号及び6号の規定に該当しないこと。
- 10 提出書類
  - (1) 新居浜市立別子銅山記念図書館ティールーム運営管理使用申請書【別紙2】
  - (2) 〈個人の場合〉住民票の写し  
〈法人の場合〉登記事項証明書（全部事項証明書）
  - (3) 営業に関し必要な許認可、免許を有することを確認できるもの（現在営業している店舗の営業許可書の写し等）
  - (4) 営業実績（書式自由）

- (5) 国税及び地方税に滞納がないことがわかる納税証明書
  - (6) 事業計画書（書式自由、次の内容は必ず記載）
    - ア 営業方針
    - イ 営業体制（営業日、営業時間、メニュー構成、価格等、従業員の雇用形態、配置計画、衛生面・安全面の考え方）
    - ウ 収支計画
    - エ 営業についての特記事項（図書館との連携アイデア、特徴のあるメニュー等）
- 1.1 選定方法 新居浜市立別子銅山記念図書館ティールーム公募選定委員会で審査、決定する。
- 1.2 その他 使用場所、備品等については現地確認が可能ですのでお問い合わせください。

問い合わせ先

新居浜市立別子銅山記念図書館

住所 新居浜市北新町10番1号

電話 (0897) 32-1911

FAX (0897) 32-7007

E-mail [library@city.niihama.lg.jp](mailto:library@city.niihama.lg.jp)